

インドネシア共和国では新型コロナウィルス(COVID-19)の感染拡大に対する措置として  
2020年3月8日より以下の通り入国制限（空港内乗り継ぎを含む）を施行しております。

- ① 過去14日以内に、以下の国・地域を訪問した旅客は、インドネシア共和国への入国並びに同国内空港における乗り継ぎを禁止する。

イラン： テヘラン州／コム州／ギーラーン州

イタリア： ロンバルディア州／ヴェネト州／エミリア=ロマーニャ州／マルケ州／ピエモンテ州

韓国： 大邱広域市／慶尚北道

- ② 過去14日以内に、①に記した各地域以外のイラン、イタリア、韓国国内を訪問した旅客は、各保健当局が発行する有効な健康状態証明書（※）をインドネシアへ渡航する際に利用する航空会社のチェックイン時に提示する必要がある。

この提示や、インドネシア入国時に検疫官への証明書提示ができない場合には、インドネシア共和国への入国を認めない。

（※）本案内書面作成時点で、証明書書式等の詳細に関してインドネシア共和国当局からの発表はありません

また、以下の入国制限（空港内乗り継ぎを含む）も同3月1日より継続施行しております。  
(2月施行分の内容に比べ条件が緩和されました)

- ① 中華人民共和国内のインドネシア大使館・領事館において訪問査証や短期在留査証を申請する旅客には、以下の3項目のいずれかに適応・受諾することを条件に当該査証を発給すると共に、当局の健康診断のうち、新型コロナウィルスに感染していないことが確認されれば、インドネシア共和国への入国を認める。

（条件1）中国の保健当局が発行する新型コロナウィルス非感染証明書（英文）の提出

（条件2）中国国内の新型コロナウィルス非感染地域（注：詳細未定）に14日以上滞在したこと

（条件3）インドネシア政府による14日間の隔離による検疫を受けることに同意すること

または

インドネシア入国前に新型コロナウィルスの感染がない第三国に14日間以上滞在したことを証明すること

- ② インドネシアに入国する日以前の14日間に中国に滞在・訪問した旅客への査証免除措置及び入国時短期在留査証（VOA: Visa on Arrival）の発給は、当面停止する

※ 法務人権省によりますと、入国許可等を付与しない対象となっている中国には香港及びマカオは含まれておらず、また台湾も含まれないとされています。

また上記に該当しない場合でもインドネシア以遠をご利用になる場合で、目的地にて入国制限に該当するお客様についても到着時のトラブル防止の観点から、出発地にて弊社便へのご搭乗手続きをお断りする場合がございます。インドネシア以外の目的地の該当有無については IATA Latest Travel Document News の CORONAVIRUS OUTBREAK IN CHINA を随時参照しております。

参照ウェブサイト：<https://www.iatatravelcentre.com/international-travel-document-news/1580226297.htm>

ご予約の変更や航空券の払い戻し航空券をご購入された箇所（旅行会社等）にお問い合わせください。

（航空券購入箇所の規約により、取扱手数料がかかる場合がございます。）

ガルーダ・インドネシア航空から直接お買い求めいただいた場合を除き、ガルーダ・インドネシア航空では取扱い対応をいたしかねます。どうぞご了承ください。

また、インドネシアをはじめとする各国における入国可否や検疫に関する事柄は、各政府によって判断・実施されるため、航空会社ではお答えすることやその責を負うことはいたしかねます。